

はまなす公園における出店募集要項

1 目的

この要項は、はまなす公園（以下「公園」という。）において、キッチンカー等の出店販売により飲食物等の提供をすることで、利用者の満足度向上を図るとともに、公園の魅力向上、利用促進及び町内における事業活動の促進を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 募集概要

(1) 場所

はまなす公園 鱒ヶ沢町大字田中町地内

(2) 出店料

- ① 町内事業者 1区画（10m²） 3,200円/日
- ② 町外事業者 1区画（10m²） 4,800円/日

※鱒ヶ沢町都市公園条例に基づく使用料

(3) 出店対象期間及び営業可能時間

- ① 出店対象期間 令和8年7月18日（土）から令和8年8月30日（日）まで
- ② 営業可能時間 午前9時から午後4時30分まで

(4) 出店形態

- ① 露店販売（テント等の簡易設備設置によるもの）
- ② キッチンカー

(5) 販売品目

- ① 飲食物（青森県内の食品衛生法の規定に基づく営業許可等を得ているもの）
- ② 物販等（公園の利用促進につながるもの）

3 応募条件

次に掲げるいずれにも該当する法人又は個人事業主であること。

- (1) 申請日までに納付すべき法人住民税及び個人住民税等の滞納がないこと。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とする事業者でないこと。
- (4) 飲食物を販売品目に含む場合は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 出店様態に応じた青森県内における食品営業許可等を有すること。

イ 法人にあつては食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表17-ロに規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を有し、個人事業者にあつては当該個人事業者が食品衛生責任者であること。

- (5) キッチンカー等を使用する場合は、当該車両を保有又は当該車両に係るリース契約等に基づく使用権を有していること。
- (6) 販売品目を対象とする生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) その他、営業に必要な許可や資格を有していること。

4 申請方法

(1) 提出書類

はまなす公園において露店又はキッチンカー等による営業のため使用許可を受けようとするときは、以下の書類を提出し、許可を受けなければならない。

- ① 行為の許可申請書
- ② 納税証明書(代表者のもの)
- ③ 販売品目が確認できる資料（メニュー表など）
- ④ 営業許可書の写し
- ⑤ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ⑥ 食品賠償保険証の写し
- ⑦ キッチンカーの車検証の写し（リース契約の場合はその契約書類の写し）
- ⑧ その他営業に必要な許可書類の写し等

(2) 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年8月7日(金)まで（土・日・祝日を除く）
の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法及び提出先

鱒ヶ沢町企画観光課観光商工班へ直接持参すること。

(4) 許可

- ① 出店の決定については、行為許可書を郵送または企画観光課窓口にて通知する。
- ② 公園使用料については、納入通知書を上記許可書と同時に通知する。また、営業開始日までに納付するものとする。

5 出店区画位置図 (①~④)



6 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 出店スペースに必ずゴミ箱を備え付け、ゴミ(購入者のものも含む)及び出店にあたって発生した排水は必ず持ち帰り、出店者の責任において処理すること。また、購入者に対してゴミの廃棄場所について注意喚起すること。
- (3) 酒類販売を行う場合は、下記の事項を遵守すること。
 - ア 年齢確認を徹底すること
 - イ 飲酒後に遊泳しないよう注意喚起すること
 - ウ 泥酔者への販売はしないこと
 - エ カップ等の安全性の高い容器で提供することとし、ガラス瓶での販売は行わないこと
 - オ その他トラブル等が発生した場合は、海水浴場監視員または企画観光課観光商工班まで連絡すること
- (4) 出店による事故・苦情等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来園者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (7) 出店開始時及び出店予定日に出店不可能になった場合には、鱒ヶ沢町企画観光課観光商工班へ必ず連絡すること。
- (8) 荒天で事故の恐れがある場合、災害による警報が発出された場合、その他違反

行為が散見された場合は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。

- (9) 営業時間終了後は、速やかにキッチンカー等を撤収（公園敷地外へ移動）すること。営業日が連続する場合においてもその日の営業時間終了後は同様とする。
- (10) 出店にあたっては、鱒ヶ沢町都市公園条例及び同施行規則、その他関係法令を遵守し、また、公園内に限らずこの周辺に対しても道路法等、その他関係法令を遵守すること。
- (11) 今回の募集については試行的に実施するものであり、実施に当たり問題点等があった場合については、この要項の内容に変更が生じる場合がある。
- (12) 出店期間中の自己の責に帰すべき事由により生じた損害又は過失に対して、町は一切の責任を負わない。
- (13) この要項に従わない場合は、許可を取り消す場合がある。